

福島市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 21 号

福島市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福島市道路占用料徴収条例施行規則（昭和63年規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の特例)</p> <p>第2条 次に掲げる占用物件に係る占用料は、徴収しない。</p> <p>(1)~(22) (略)</p> <p><u>(23) 令第16条の2第1号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、道路管理施設に電力を供給することのみを目的として設けられるもの</u></p> <p><u>(24) (略)</u></p> <p>2 次の各号に掲げる占用物件に係る占用料の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p><u>(12) 次に掲げる占用物件でそれぞれに定める場所に設置されるもの（当該占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われるものに限る。） 条例で定める額の100分の10に相当する額（ただし、別に定める減額措置は適用しない。）</u></p>	<p>(占用料の特例)</p> <p>第2条 次に掲げる占用物件に係る占用料は、徴収しない。</p> <p>(1)~(22) (略)</p> <p><u>(23) (略)</u></p> <p>2 次の各号に掲げる占用物件に係る占用料の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(11) (略)</p>

ア 太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの（ただし、前項第23号に該当するものを除く。） 地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面並びに側溝上の部分の地上を除く。次号において同じ。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

イ 自動車に動力源としての電気を供給するための工作物又は施設 地上、地下、トンネルの上又は高架の道路の路面下

ウ 自動車に燃料としての水素を供給するための施設 特定連結路附属地又は道路の附属物である自動車駐車場若しくは特定車両停留施設の地上

エ 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの又は令第11条の11第1項に規定する原動機付自転車等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するもの 地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面、側溝上の部分並びに分離帯、コータリーその他これらに類する道路の部分の地上を除く。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

(13) 次に掲げる占有物件で道路管理者が指定する利便増進誘導区域（法第33条第2項第4号に規定する利便増進誘導区域をいう。）内に設置されるもの（当該占有物件の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われるものに限る。） 条例で定める額の100分の10に相当する額（ただし、別に定める減額措置は適用しない。）

ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

イ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの

ウ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの

エ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの

オ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

カ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの

(ア) 広告塔その他これらに類する工作物

(イ) 露店、商品置き場その他これらに類する施設

(ウ) 看板、旗ざお、幕及びアーチ

(14) (略)

(12) (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。